

第3回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会議事概要

- ・日 時／平成30年3月23日（金） 10:00～11:55
- ・場 所／県庁1001会議室
- ・出席者／委 員 伊藤委員、稲葉委員、小笠原委員、中山委員、西村委員、長谷川委員、
三澤委員、峯田委員

(欠席 星川委員)

事務局 総務部長、総務部次長、行政改革課長、学事文書課文書法制主幹ほか

関係部局 秘書課県民相談主幹、広報推進課長、危機管理課長、子ども家庭課

長ほか

1. 開 会

- 第3回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会を開会

2. 挨拶

- 総務部長が挨拶した。

3. 協議

(1) 情報公開・提供の見直しについて

- テーマ1について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ1：情報公開（公文書の開示等）について

- (中山委員) 不開示理由が具体的になるので、県民にとって読んでわかるような形になり、デメリットもないということなので、大変よいことだと思う。方向性はよいと思う。

- テーマ2について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ2：文書管理について

(峯田委員) この委員会の範囲を越えるのかもしれないが、公文書管理について県民にきちんとした態度を県として示すためには、公文書管理に関する条例を制定するべきではないか。

県に、情報公開条例はあるが、文書管理に関する条例はない状況で、情報公開と文書管理は、車輪の両輪と言われているとおり、きちんとした文書管理があるからこそ、情報公開が適切になされるもの

社会情勢としても、財務省の不適切な公文書管理から、県民に不信感を与えている。

公文書管理法は、制定から10年近く経っているが、地方公共団体にも努力義務ではあるものの、適正な管理が求められており、テーマ3に鳥取県の条例が引用されていたことから他県での制定例もあり、県でも条例の制定を検討してはどうなのか。

また、これまで県として文書管理条例を検討したことがあるか。

(事務局) 文書管理条例の検討の状況について、全国的に5県程度制定しているところがあり、本県では情報収集はしているものの、具体的な検討には至っていない。

理由は、歴史公文書の閲覧を権利義務で定めるところが国の公文書管理法では特徴的なところであるが、本県においては、まだ閲覧よりも収集を強化するところが喫緊の優先課題であり、今のところは具体的な検討には至っていない。

この度、御意見をいただいたことで、検討をさせていただく。

(中山委員) 5ページの文書の範囲のイメージ図において、文書の管理範囲が広がるのは大変なこと。これからの議論になるが、解釈で個人管理文書となるものが今まで以上に多くなる可能性があるため、混乱が起らないよう、今後の検討において、明確な区分をお願いしたい。

(事務局) 個人管理文書について、国や他県の状況を調査するなどして、できる限り区分がわかりやすくなるよう検討していきたい。

(小笠原委員) 5ページの文書の範囲について、決裁途中のものも含まれることになり、決裁途中の文書の保存期間の起算点はいつになるのか。

(事務局) 国では、原則として、起算点は処理が終わった翌年度の4月1日であるが、それにより難しい場合は、各課長が別に定められているため、他県の状況も含め、今後検討していきたい。

(稲葉委員) 保存期間に、永年の区分を新設して、永年文書を廃棄する場合は、文書

主管課の承認手続を設けないのか。

また、今後の課題として、国の場合、文書管理委員会が第三者機関としてあるが、将来的に第三者的な機関の設置を検討してはどうか。

(事務局) 永年文書の廃棄についての承認について、まだそこまで具体的な検討が進んでいないため、今後検討していきたい。

また、第三者機関を設置しているのは、現在全国で1県のみと把握しており、今後検討していく上で、射程に入れていきたいと考える。

(峯田委員) 各部署において文書管理をしている上で、コンプライアンスのチェックはできているのか。

また、5ページのイメージ図によると、管理すべき文書の範囲が情報公開の範囲より狭く、これまで情報公開条例で開示すべき公文書が保存されていなかったことになるのか。情報公開請求をされて保存文書でないとしていたこともあるのか。

(事務局) 職員の研修はしている現状。

情報公開条例と文書管理規程が今まで乖離していた部分については、組織共用されていれば、これまでも情報公開対象としていたが、文書管理との齟齬が生じていた。直ちにその結果どうであったかは把握していない現状。

(峯田委員) 職員の研修のみでいいのか疑問。

(事務局) 今後の検討課題とさせていただきたいと考えている。

(西村委員) 保存期間の延長をする割合が高いのは、精査をする時間がかかっているということか。

(事務局) 延長する割合が高いのは、ほとんどが将来使うかもしれないから捨てるのが怖いためである。

(長谷川委員) 文書の保存について、何のために保存していかなければいけないのかの適切な目的意識を取り入れていただきたい。その保存執行や確認のために、チェックできるような第三者的な機関が常時あればいいと思う。

(事務局) 目的意識があいまいなところがあり、この度、各課だけではなく文書主管課においても延長の手続を精査し、また、実際業務で不要となったものは、歴史公文書に移管してしっかり管理していきたい。第三者委員会のことについては、今後の課題として考えさせていただきたい。

(伊藤委員長) 事務局から提示された改善案についてはこのとおりです承、見直しを進めていただきたい。なお、いくつか出された今後の検討課題については、それはそれとして検討をお願いします。

- テーマ3について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ3：歴史公文書の保存について

(三澤委員) 専門職員について、職員を研修に派遣して養成すると思うが、県職員は数年程で異動があると思うが組織としての蓄積はどうする考えか。
遊学館に移転する機会に県民に関心が高めるようPRして欲しい。

(事務局) 専門職員については、職員の研修派遣と知識を有する者の雇用の両面から取り組みたい。PRについてはいい機会なのでそうしたい。

(中山委員) 所蔵数、選定数とも他県と大幅に違うのはなぜか。全国の状況を調べ、本県と他県を比べて何が違うのか調べて欲しい

(事務局) 所蔵数が少ない原因としては、県庁舎が火災にあっていることが考えられる。

(西村委員) どんな職員を何人置くかは、県の考え方で変わってくると思う。選定数はどのくらいの冊数を考えているか。

(事務局) 他県の数を見ると3ケタになっている。本県もそのくらいが適切と考えている。

(西村委員) 専門職員の研修のコストはどれくらいか

(事務局) 国立公文書館の初任者向けの5日間の研修は7万6千円、専門職員養成の3週間の研修の場合23万円の旅費がかかる。受講料は無料

(長谷川委員) 歴史公文書の基準は、後世に何を残すか、山形県として何を残していきたいかということだと思うので、そうしたことがわかるようなものにしていただきたい。

(事務局) 新しい視点であり、基準にどのように取り込んでいくか検討したい。考え方がにじみでるような基準にしていきたい。

(小笠原委員) 火事で焼失したとのことだったが、そういった災害への対策は考えているのか。

(事務局) 西村山の公文書センターは通常の庁舎を使用している。特別の設備はないと思うが、遊学館を含め確認する。

(峯田委員) 文書を電子化して保存する考えはないか。利用者が検索しやすいようにデジタル化してホームページに掲載するなど検討して欲しい。

(事務局) 劣化が進んで保存のため電子化しなければならないようなものはあまりなく、紙で保存している。今後はそういった視点も視野に入れて行きたい。

(三澤委員) 歴史公文書の活用法として、教育庁と連携して学習活動を行うなどして欲しい。

(事務局) 他県でもそのような取り組みが行われていると承知している。いいことだと考えている。

- テーマ4について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ4：事故事件が発生した場合の公表

(小笠原委員) ガイドライン(骨子案)を読んだ印象として、公表をする事案について制約が多いと感じられ、なるべく公表したくないような印象を持った。規定の仕方としては基本的には公表するという形をとり、公表しないものを差し引いていくという形にした方が実際運用もしやすいし、県は公表する方向に進んでいるという印象を与えられると思う。

(峯田委員) 公表の時期、方法について、ガイドライン(骨子案)にはどういう場合に記者発表を行い、どういった場合にプレスリリースで対応するか記載がないが区別はあるのか。

緊急性ではなく事案の重大性によって記者発表等を行って記者の質問に答えるという姿勢が大事だと思うがその辺りの検討はしているのか。

(事務局) 事案の重大性、緊急性等を踏まえて最も効果的な公表の仕方を考えていきたい。

公表の時期、方法について、ガイドラインに盛り込むよう検討する。

(峯田委員) 事案の重大性という文言がなかったので入れていただいた方がよい。

- テーマ6について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ6：広聴案件に対する対応状況の情報提供

(中山委員) 「継続案件など」という規定の解釈で広聴外になっているということだが、今回の改善案を実行することによって、職員が解釈に差がなく判断できるようにすることを確認したい。

(事務局) 「継続案件など」といったことで、各課とやり取りする中で、解釈により広聴外となっていた。明確に規定することで、解釈の幅が限定されるので改善されると考えている。今年度、改善できる部分は改善に努めており、その結果、例えば、ホームページ掲載が16.4%のところ、2月末現在では29.2%まで改善している。

- テーマ7について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ7：会議等の公開

(峯田委員) 非公開基準(イ)について、「率直な意見の交換が不当に阻害され」、その次の「意思決定の中立性が不当に損なわれ」以下について、これらはor(“又は”要件)なのか、and(“かつ”要件)なのか。

(事務局) or(“又は”要件)としている。

(峯田委員) 「率直な意見の交換が不当に阻害され」という文言が抽象的であると思うので、基準でなくとも「客観的に明らかな場合」ということを運用ベースでも明示したほうがいいのではないか。

(事務局) 今の御意見を参考に、検討させていただきたい。

(峯田委員) 資料別紙に掲載された審議会等の非公開の理由は1行だけ記載されているが、今後ホームページ等では具体的な理由が開示されるのか。率直な意見交換が阻害される理由について、もう少し具体的に理由を示していただきたい。

(事務局) まだ具体的に検討していないが、理由部分であるため、「率直な意見の交換が阻害され」だけでなく、できるだけ、なぜかというところまで示していく必要はあると考えている。今の御意見を参考に、検討させていただきたい。

- テーマ9について、資料1により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

テーマ9：記者発表などによる情報提供

(中山委員) 全国のデータを見ると、山形県は部局による記者発表が少ないという結果が出ている。県政アンケートでは、効果大きいテレビや新聞を通じた情報提供に期待しているという結果が出ている。分析してこういう

ことがわかったということなので、新聞等にお問い合わせすべきところはお願いし、ぜひ、部局等の記者発表を県民のために増やしていただきたいと思います。

(事務局) 新聞、テレビ等のメディアは社会的な影響力が大きく、速報性、浸透性や県民からの一定の信頼性を持つなどの特徴があり、県が直接CMを打つなどの手段に比べ、お金がかからないという経済的なメリットもある。今後とも積極的にメディアの御協力をいただきながら、情報提供していけるように努めていきたい。

(小笠原委員) 知事の定例記者会見が全国でも多いほうという結果を見ると、部局の記者発表が少ないというのはその裏返しかなと感じている。他県事例で、本県がやっていないという新品种、新商品の開発等については、知事がさくらんぼの被り物をつけてのPRや「雪若丸」のPRなど、テレビでもかなり露出があったのではないかと。知事が一回発表したものを、更にもう一回部局が発表するというのは、負担になるのでは。知事の記者会見と部局の記者発表の住み分けは確認していく必要があるのではないかと。

(事務局) 県が行う様々な政策展開の中で、本日お示ししているパブリシティだけではなく、シンポジウムや発表会、トップセールスなど、様々な場面で広報活動やプロモーションが展開されており、実際は様々な手法で情報を提供している。本日お示ししたのは、あくまでパブリシティの中で分析すると記者発表が少ないという結果があるということ。

また、記者からは、知事の会見では、大所高所からの知事の見解は聞けるが、なかなか詳細は聞きにくいという意見もある。知事の会見と、部局の記者発表をうまく組み合わせて進めていきたい。

(伊藤委員長) 恐らく、小笠原委員の御指摘は、部局の記者発表が増えても、知事の発表が減っては、という御心配もあるかと思う。全体として増えていく方向で、記者発表を増やしていく方向でよろしいか。

(小笠原委員) どんどんやっていくということはもちろん良いのだが、人員に制限がある中で、職員の負担にならないようにするという視点も必要ではないかと考えたところ。

(峯田委員) 県政アンケートの結果で、県民が充実して欲しいとする情報発信の手段として、テレビや新聞が多いというのはわかるが、意外だったのは民間が発行するフリーペーパーなどに期待する声が20%を超えていること。実際にそうしたところに情報は提供しているのか、検討する余地はあるのか。また、広報誌など各種印刷物の充実に対する期待も32%と高い。そのあたりの対応はどうしていくのか。

(事務局) 県が政策展開していく中で必ず伴う広報活動について、全庁的な情報発信力の強化を図るため、戦略的に実施していく取組みを併せて進めている。色んなステークホルダーがいる中で、ターゲットを見極めた情報の提供と、そのために必要となる紙媒体、電波媒体、web媒体などの手段を効果的に組み合わせていくよう整理している。県民は、色んな情

報入手手段を持っているので、それを意識しながら上手に組み合わせて、横の連携もとりながら情報発信していきたい。

(峯田委員) テレビや新聞だけに発信しているわけではない、ということで良いか。

(事務局) 現在も、広報推進課では、各部局が活用できる印刷媒体、テレビ媒体、web媒体、それからコンビニの店舗を活用した情報発信の手段を用意しているほか、各部局でもフリーペーパーや、チラシ、印刷物を活用するなど、県庁全体では、様々な手段により情報を発信している。

(峯田委員) だとすると、今、改善案にはテレビや新聞についてしか書いていないが、多様な発信をするということに記載したほうが良いのではないか。

(事務局) 今回は、「記者発表などによる情報発信」ということで、特にマスメディアを活用した情報発信ということで整理させていただいた。現在、戦略的な広報を進めるということ、副知事をトップに進めている。

(伊藤委員長) 「多様な発信」を改善案の中に入れていただくとお願いしたい。

(2) 情報公開・提供の検証、見直にかかる中間とりまとめについて

- 情報公開・提供の検証、見直にかかる中間とりまとめについて、資料2により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。

<委員の主な意見等>

(稲葉委員) 6ページのテーマ2文書管理のうち、資料下段の(4)(5)に関する改善案において、保存期間の見直しのうち②保存期間を延長する場合の学事文書課への協議手続の新設とある点について、資料1では「文書主幹課」と書いてあった。(私は)学事文書課の方がよいと思うが、なぜ違っているのか。

(事務局) 資料1中テーマ2の(縦長の資料の)方を修正させていただきたい。

- 中間とりまとめ(案)について、稲葉委員からの修正意見を含めて「中間とりまとめ」とし、修正内容は、委員長一任とした。

(3) その他

- 次回は、本日協議いただいたテーマについての改善案と、「庁内会議の記録の作成保存」「県が保有する情報の積極的な提供」等の見直しの方向性などについて、議論いただく予定

7. 閉 会 (終了 11:55)

- 次回の委員会の日程について連絡した。